

令和7年度佐賀県水防計画の概要



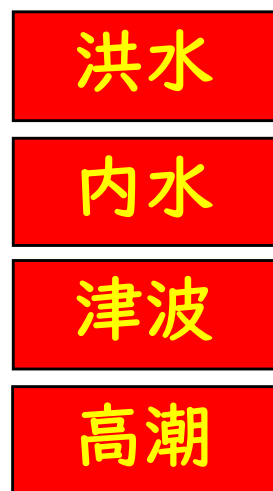
【令和5年7月】
土砂災害（唐津市浜玉町）

【令和5年7月】
城原川 鯉河原橋崩落（神埼市）



水防法の趣旨

洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。



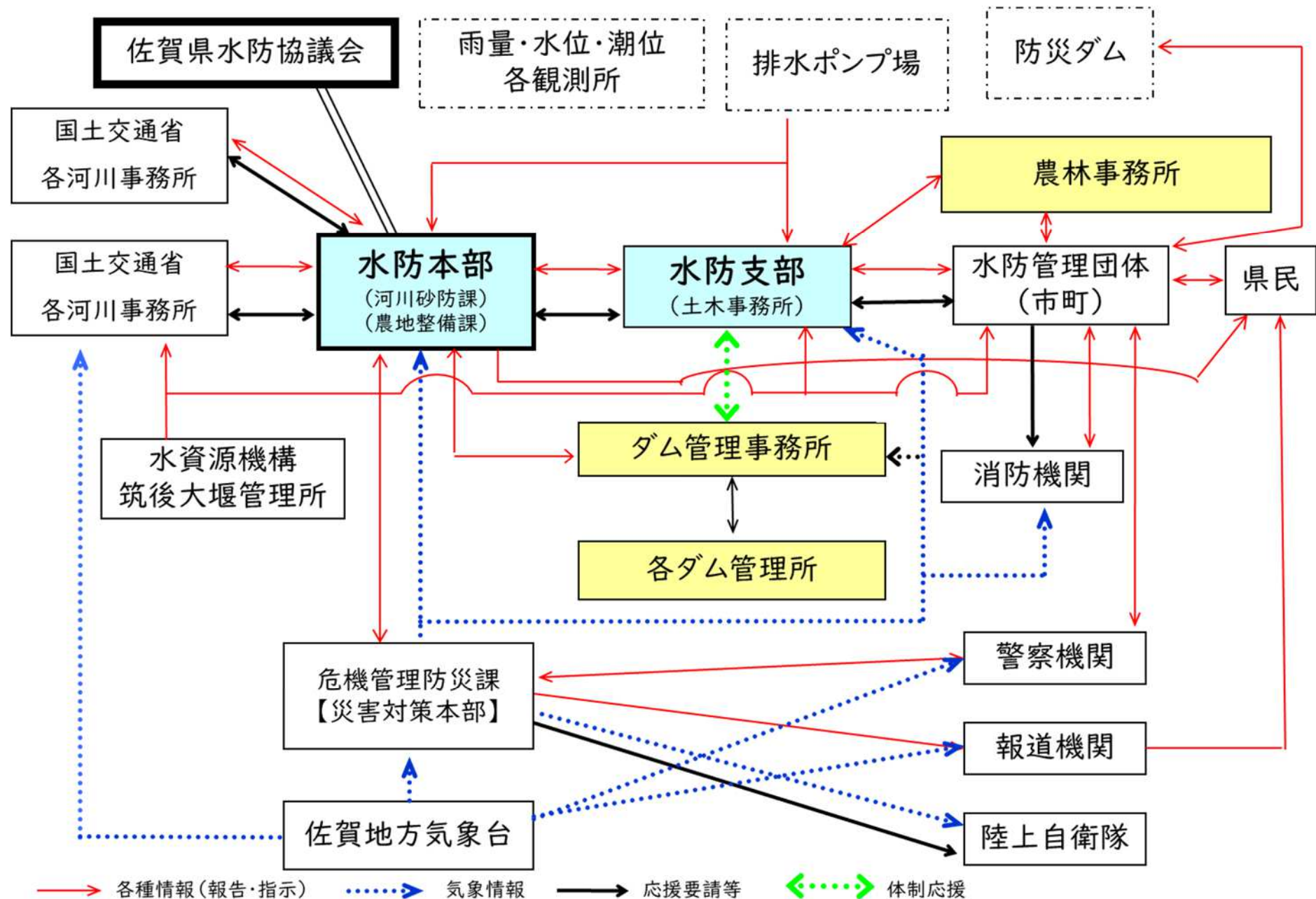
水防計画

水防計画とは、水防上必要な

①監視、警戒、②通信、連絡、③ダム又は水門等の操作、④水防のための水防団、消防機関等の活動、⑤団体間における協力及び応援、⑥水防のための活動に必要な河川管理者の協力、⑦水防に必要な器具、資材の整備及び運用に関する計画をいう。

令和7年度水防計画書の記載項目

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織
- 第3章 水防通信連絡
- 第4章 水位の観測、通報及び公表
- 第5章 水防警報
- 第6章 洪水予報
- 第7章 気象等の通報等
- 第8章 ダムの管理・水門等の操作
- 第9章 巡視及び警戒
- 第10章 緊急通行
- 第11章 水防信号及び標識
- 第12章 協力及び応援
- 第13章 自衛隊及び警察官の出動要請
- 第14章 水防管理団体の水防計画
- 第15章 水防訓練
- 第16章 水防啓発
- 第17章 その他



重要水防区間とは

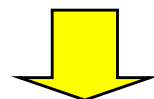
<指定基準（県管理河川）>

破堤や越水等により

- ・床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
- ・公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
- ・農地60ha以上に被害を与える区間

重要水防箇所とは

重要水防区間のうち、堤防が低い（幅が小さい）箇所や過去に破堤した箇所など、水防上特に注意を要する区間



出水時に重点的に巡視を行う

重要水防箇所

	種別	箇所数	延長	該当ページ
河 川	(国土交通省) 重要水防区間	282箇所	153,480m	P141
	(県) 重要水防区間	139箇所	414,530m	P183
	(県) 重要水防区間外で危険と予想 される区間	73箇所	57,625m	P183
海 岸	警戒を要する海岸堤防	8箇所	24,293m	P242
ため池	水防警戒を要するため池	1,403箇所	—	P200~

令和7年度の主な変更点

- 1 河川CCTVの追加 【計画書 P11、18、136】
- 2 洪水浸水想定区域の公表 【計画書 P75】
- 3 水防支部（各土木事務所）へ投光器の追加配備 【計画書 P86】
- 4 広田川排水機場の追加 【計画書 P265】

I 河川CCTVの追加

【計画書 P11、18、136】

【佐賀県管理】河川CCTV設置状況

機器名	カメラ設置個所数	該当ページ
河川CCTV	県内31河川(33箇所) 県内42河川(52箇所)	P136
河川CCTV(ダム系)	県内 3河川(3箇所)	P137
河川簡易カメラ(ダム系)	県内13河川(21箇所)	P138
海岸CCTV	県内 4海岸(4箇所)	P138

【国土交通省管理】河川(海岸)カメラ設置状況

機器名	カメラ設置個所数	該当ページ
河川CCTV	県内15河川(98箇所)	P133~134
河川簡易カメラ	県内 9河川(24箇所)	P134~135

2 洪水浸水想定区域の公表

【計画書 P75～】

令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加

■従来の対象河川

- ・ 洪水予報河川
- ・ 水位周知河川



■法改正による追加河川

- ・ 防護対象※¹があり、水位等の情報※²が入手可能な河川
- ・ 特定都市河川

※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、その他避難に供する施設

※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報

3 水防支部（各土木事務所）へ投光器の追加配備

【計画書 P86】

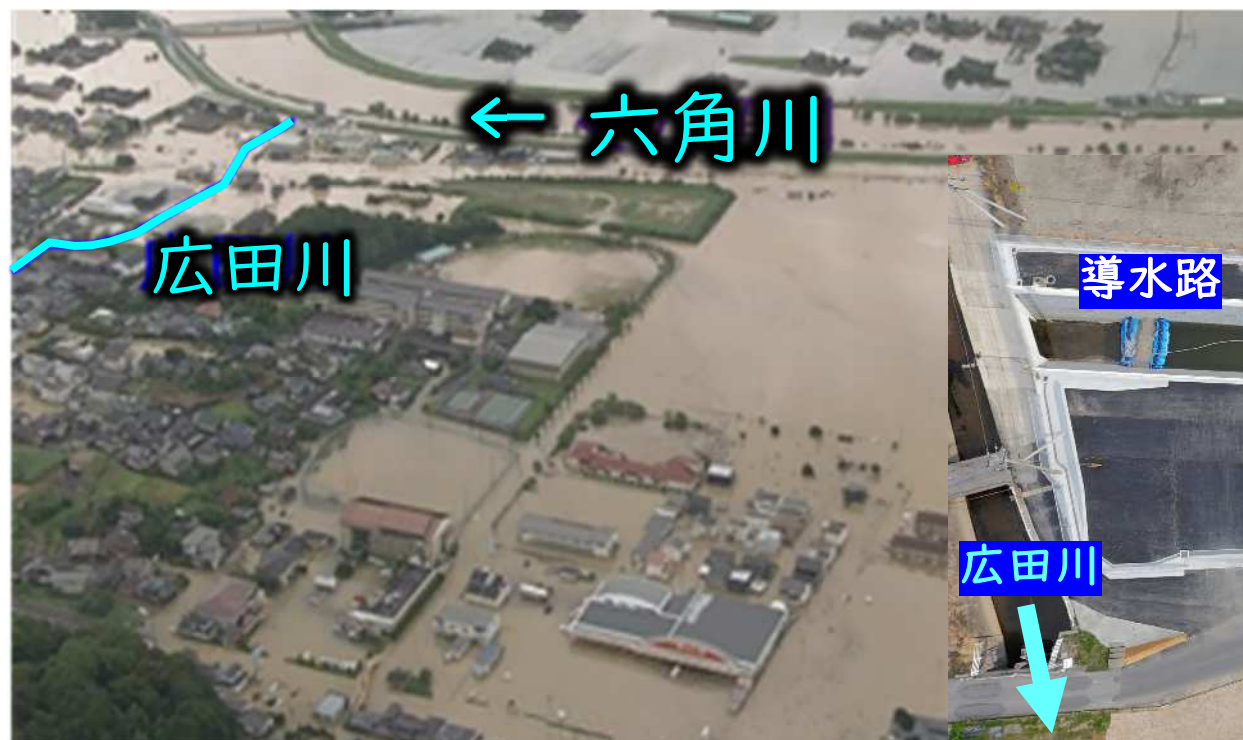
- ・ 令和4年6月に水防支部（各土木事務所）に排水ポンプ車を配備
- ・ 夜間においても、安全・確実に排水ができる体制・環境を構築するため、令和6年10月に、投光器を水防支部（各土木事務所）に1台ずつ追加配備

【令和5年7月】 豪雨での出動の様子



4 広田川排水機場の追加

【計画書 P265】



令和元年の浸水被害 (8月28日)

<広田川排水機場の特徴>

- ・ 毎秒5トンの排水能力 (25mプール相当の水を1分で排水可能)
- ・ 約4万リットルの貯油槽 (無給油で72時間の連続運転が可能)
- ・ 管理棟、ポンプ、発電機等の耐水化 (操作員の安全確保・ポンプの安定稼働)